

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：有限会社 豊
業者の住所：佐賀県鳥栖市幸津町1384
- 2 指名停止措置期間：令和3年6月10日から令和3年7月9日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）
- 4 事実概要
本件は、有限会社豊の令和2年8月5日当時の代表取締役が、佐賀県鳥栖市職員に対して暴行を加え怪我を負わせたとして傷害罪に問われ、令和3年4月9日に罰金刑の宣告を受けたものである。
- 5 指名停止措置理由
令和2年8月5日、有限会社豊の当時の代表取締役が佐賀県鳥栖市職員に対して暴行を加え怪我を負わせたとして傷害罪に問われ、罰金刑の宣告を受けたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
従って、本件については、指名停止1か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
1～15 省略 (不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内